

香川県教育委員会事務局組織規則及び香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第5号**

香川県教育委員会事務局組織規則及び香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則  
(香川県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 香川県教育委員会事務局組織規則(昭和44年香川県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員) 第13条 略</p> <p><u>(1) 副教育長</u> <u>(2)～(25) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>(職務) 第14条 <u>副教育長は、教育長を補佐するとともに、教育長の命を受けて、特命事項を処理する。</u></p> <p><u>2 略</u> <u>3. 理事は、教育長の命を受けて、特命事項を処理する。</u></p> <p><u>4 教育次長は、教育長及び副教育長を補佐するとともに、企画及び調整に関する事務を掌理する。</u></p> <p><u>5～18 略</u></p>	<p>(職員) 第13条 事務局(教育事務所を除く。次条第10項において同じ。)に、次の職員を置く。</p> <p><u>(1)～(24) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>(職務) 第14条 略</p> <p><u>2 理事は、教育長を補佐するとともに、教育長の命を受けて、特命事項を処理する。</u></p> <p><u>3 教育次長は、教育長及び理事を補佐するとともに、企画及び調整に関する事務を掌理する。</u></p> <p><u>4～17 略</u></p>

(香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則(昭和51年香川県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 略 <u>(1) 副教育長</u></p>	<p>1 香川県教育委員会事務局の職員の職は、次のとおりとする。</p>

(2)～(32) 略

(1)～(31) 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。